

国自旅第496号  
令和3年3月30日

公益社団法人  
日本バス協会会長 あて

国土交通省  
自動車局旅客課長

「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の  
設定について」（平成27年2月27日付け国自旅第321号）の一部  
改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸  
部長あて通達したので、ご了承願います。